

議案第76号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和42年加西市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3章を次のように改める。

### 第3章 被保険者

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者としない。

第5条及び第6条 削除

第9条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）により、令和4年1月1日から出産育児一時金の支給額が改められること等に伴い、所要の改正を行うもの。

**【概要】**

- ・ 出産育児一時金の支給額の見直し  
（現行） 40万4,000円＋加算額1万6,000円 総額42万円  
（改正後） 40万8,000円＋加算額1万2,000円 総額42万円
- ・ 児童福祉施設に入所中の児童等で扶養義務者のいないものを国民健康保険の被保険者資格の適用除外とする規定の追加